

1. 議事日程

(第10回 産業厚生常任委員会)

令和 8年 3月 4日
午前10時00分 開会
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

(1) 議案審査【市民部】

①議案第8号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例

(2) 報告事項【市民部】

①2026年度国民健康保険税の税率について

(3) 議案審査【福祉保健部】

①議案第9号 安芸高田市ふれあいセンターこうだ条例を廃止する条例

(4) 議案審査【産業部】

①議案第10号 安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例の一部
を改正する条例

②議案第11号 財産の無償貸付について

(5) 報告事項【産業部】

①公共施設の木質化に伴う市有林内立木の売却について

(6) 議案審査【建設部】

①議案第12号 安芸高田市定住促進住宅設置及び管理条例

②議案第13号 安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例

③議案第14号 市道の路線認定について

(7) 所管事務調査

①歯と口腔ケアに関すること

(8) 陳情・要望等について

①安芸高田バイオマス発電所事業計画に伴う陳情書

3、その他

(1) 閉会中の継続調査について

4、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。(8名)

委員長 南 澤 克 彦
委員 佐々木 智 之
委員 浅 枝 久美子

副委員長 新 田 和 明
委員 熊 高 慎 二
委員 宍 戸 邦 夫

委員 金 行 哲 昭

委員 秋 田 雅 朝

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 委員外議員 (なし)

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名(25名)

市 長	藤 本 悦 志	副 市 長	杉 安 明 彦
市 民 部 長	内 藤 道 也	福 祉 保 健 部 長	井 上 和 志
産 業 部 長	小 櫻 静 樹	建 設 部 長	佐々木 宏
税 務 課 長	平 川 隆 浩	社 会 環 境 課 長	藤 井 伸 樹
社 会 福 祉 課 長	岡 野 あかね	保 険 医 療 課 長	北 森 智 視
農 林 水 産 課 長	森 田 修	商 工 観 光 課 長	松 田 祐 生
管 理 課 長	鈴 川 昌 樹	建 設 課 長	登 田 晃
社 会 環 境 課 課 長 補 佐	原 田 和 雄	税 務 課 市 民 税 係 長	森 川 哲 也
社 会 環 境 課 環 境 生 活 係 長	藤 本 崇 雄	社 会 福 祉 課 地 域 福 祉 係 長	檜 山 貴 治
保 険 医 療 課 医 療 保 険 年 金 係 長	三 宅 佐 由 里	農 林 水 産 課 林 業 水 産 係 長	吉 川 晃 彦
商 工 観 光 課 観 光 係 長	森 竹 和 孝	商 工 観 光 課 商 工 係 長	岡 崎 聡 子
管 理 課 建 設 管 理 係 長	住 田 一 幸	管 理 課 住 宅 係 長	岩 本 武 敏
建 設 課 維 持 係 長	田 中 哲 也		

6. 職務のため出席した事務局の職氏名(3名)

事 務 局 次 長	國 岡 浩 祐	総 務 係 長	日 野 貴 恵
主 事	波 多 野 奈 美		

~~~~~○~~~~~

午前 10時00分 開会

○南澤委員長 定刻となりました。ただいまの出席委員は8名です。定足数に達しておりますので、これより第10回産業厚生常任委員会を開会いたします。  
本日の議題は、お手元にお配りしております会議日程のとおり、2月24日の本会議において付託のあった7件の議案審査、1件の所管事務調査、2件の報告、1件の陳情・要望等の審査を行います。  
議事に先立ち、藤本市長から挨拶を受けます。  
藤本市長。

○藤本市長 皆さん、おはようございます。本日は7件の議案審査、そして2件の報告案件があります。詳細については、担当職員のほうから資料に基づいて御説明申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○南澤委員長 それでは議事に入ります。これより市民部に係る議案審査を行います。  
議案第8号、安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。  
執行部より説明を求めます。  
藤井社会環境課長。

○藤井社会環境課長 それでは、議案第8号の要点の説明をします。説明資料のほうを御覧ください。

初めに、1の改正の趣旨です。

令和8年4月1日から「広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例」の一部改正により、本市に権限移譲されている事務の一部については、広島県の事務実施へ戻ります。

この広島県の条例改正に伴い、広島県へ実施が戻る「生活衛生関係事務」に係る本市手数料の規定を削除する必要性が生じたことから、条例の一部を改正するものです。

次に、削除する手数料及び関連する権限移譲事務です。

本市手数料条例の規定により削除するものを表にまとめています。

令和8年4月1日より広島県の実施に戻る事務のうち、本市手数料条例に規定するものは、8法令に関連する「理容所検査手数料」から「各業者の登録手数料」まで計8つの手数料の規定を削除します。

最後に、3の施行期日についてです。

この条例は、広島県改正条例の施行日に合わせ、令和8年4月1日から施行します。

説明は以上です。

○南澤委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
熊高委員。

○熊高(慎)委員 この項目が削除されることでの収入への影響についてお伺いをいたします。

- 南澤委員長      ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。  
藤井課長。
- 藤井社会環境課長      令和6年度の実績でございますが、生活衛生関係事務計2件で、手数料で3万8,000円と決算ではなっております。  
以上です。
- 南澤委員長      ほかに質疑はありませんか。  
佐々木委員。
- 佐々木委員      申請したい方からの考えとして、県に戻ることによっての申請料だったりとか、あと申請期間に関しては大きな変動はないという理解でよろしいでしょうか。
- 南澤委員長      答弁を求めます。  
藤井課長。
- 藤井社会環境課長      県に戻ることによって、窓口が広島県となることになりますので、それ以外については影響はございません。  
以上です。
- 南澤委員長      ほかに質疑はありませんか。  
金行委員。
- 金行委員      一点お聞きします。この移譲によって、うちの事務作業というのは、少し低減されると理解してもいいですか。
- 南澤委員長      答弁を求めます。  
藤井課長。
- 藤井社会環境課長      事務作業、事務量でございますが、本市においては、事務量的にはほとんど影響がございません。  
作業的には立入検査等を毎年行っておりましたので、それが減る。県の実施となるということになります。  
以上です。
- 南澤委員長      ほかに質疑はありませんか。  
秋田委員。
- 秋田委員      この件につきましては、県のほうの事務、条例一部改正ということで、何ら事務の一部が県に戻るんで、市のほうに何ら影響があつて私も異議があるものではございませんが、そもそもになるんですが、どうして県のほうへ移譲事務が戻るようになった経緯と、いろいろな諸事情があつたにしてもうちへの影響というよりも、どうして今の時点でそういうことになったのかをお伺いしたいんです。
- 南澤委員長      答弁を求めます。  
藤井課長。
- 藤井社会環境課長      各市町、広島県内の各市町が全て対象となる市町があるわけなんですけれども、専門知識を持つ職員の確保が困難である、いわゆる人手不足等により県への権限返還を希望する市町が多く、その市町支援のために県が返還するという経緯となったというふうに聞いております。

以上です。

○南澤委員長

秋田委員。

○秋田委員

人手不足ということなんで理解しましたけれども、令和6年度で2件対応されたということがあって、その一つに立入検査とおっしゃったんで、これはいわゆるここに書いてある温泉法ということなんで、この立入検査というのは毎年毎年、例えばうちで言えば湯の森とかございますけれども、そういったことが毎年毎年やっておられたんですか。

○南澤委員長

答弁を求めます。

藤本係長。

○藤本社会環境課環境生活係長

温泉施設につきましては、レジオネラ菌の対応とかも含めて、特に立入検査が必要な施設になりますので、毎年行っております。昨年度は、7件立入検査を行っております。

以上です。

○南澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○南澤委員長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○南澤委員長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第8号、安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○南澤委員長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第8号の審査を終了します。

ここで、説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時07分 休憩

午前10時09分 再開

~~~~~○~~~~~

○南澤委員長

休憩を閉じて再開します。

続いて、報告事項に移ります。

2026年度国民健康保険税の税率について報告を求めます。

北森保険医療課長。

○北森保険医療課長

それでは、来年度の国民健康保険税の税率案について御説明をします。

説明資料1ページをお開きください。

保険医療課からは、広島県より示された来年度県に納める国保事業費納付金及び標準保険料率の算定結果について御説明します。

(1) の表を御覧ください。

2026年度の納付金を納めるために集める必要のある保険料総額は、5億8,943万円で、対前年度2,373万円の減額となっています。

被保険者数の減少により総額は減っていますが、(2)の1人当たり保険料収納必要額にすると6,209円、3.9%の増額となります。

主な増額要因は、国から示された1人当たりの介護納付金負担額が増えたことと、来年度より新たに創設される子ども・子育て支援金分が追加となったことによるものです。

2ページを御覧ください。

国民健康保険税の仕組みについて図解を載せております。

④の保険料収納必要額から⑤の保険料軽減額を差し引いた⑥の額が保険税率算定に必要な保険料収納必要額となります。

保険税の収納必要額については、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、子ども・子育て支援納付金分に分けて県から示されています。

先ほど申しましたとおり、今回から子ども・子育て支援納付金分が追加となっています。

これは、国が子育て施策の拡充に充てるため、2026年度から全ての世代や企業が支援金を拠出する子ども・子育て支援金制度を創設したことに伴うものです。

支援金は、来年度4月分より各医療保険者が保険料と合わせて拠出することとなります。そのため、国民健康保険税においても、他の医療保険者と同様に、来年度の保険税から子ども・子育て支援納付金分を加算して課税することとなります。

市は県の数値を参考に、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、子ども・子育て支援納付金分の必要額が確保できるよう、妥当な税率を決定しますが、基金を活用して急激な上昇を抑えながらも、数年後には県内の保険料率が統一となるため、徐々にそこに近づくように税率改定を行っていく必要があります。

これらを踏まえ、来年度の税率案について、税務課から御説明します。

○南澤委員長

続けて説明を求めます。

平川税務課長。

○平川税務課長

それでは、税務課より2026年度国民健康保険税の税率について説明をします。

資料の4ページを御覧ください。

この表は上から(1)医療給付費分、(2)後期高齢者支援金分、(3)介護納付金分、(4)子ども・子育て支援納付金分、それらの合計である(5)国民健康保険税のそれぞれについて、税収見込みを試算し一覧表としたものです。

まず、資料左側に記載の区分の部分に標準保険料率とありますが、こ

れは安芸高田市の保険料必要額を確保するための保険料率を広島県が算定したものとします。

下段は、現行税率を据え置いた場合を記載しております。

県の示す標準保険料率と県内各市町における保険料率には乖離があり、標準保険料率を採用することによる急激な負担上昇を緩和する必要があるため、県では2030年度から2035年度のいずれかの年度で保険料水準の完全統一の実現を目指すこととしています。

これを受けて本市では、その期間の初年度である2030年度を完全統一時期と考え、急激な負担上昇とならないよう、毎年保険税の調整を行っている状況です。

しかしながら、2026年度においては、子ども・子育て支援納付金分が新たに追加されることもあり、被保険者の負担の増加を緩和するため、税率の改定は行わないこととしました。2026年度は、2025年度の税率をそのまま据え置く方針です。

(4) 子ども分につきましては、地方税法施行令の改正が3月末になると国から通知されておりますので、条例改正につきましては、3月末で専決処分を行い、4月以降の直近の議会で報告することとなります。

こちらにつきましては、新制度のため、県が示した標準保険料率を採用し、所得割は0.28%、均等割は1,247円、平等割は772円、18歳以上均等割は45円とします。

子ども分の均等割につきましては、18歳未満の被保険者は全額軽減を行うこととされています。この軽減に要する費用は、18歳以上の被保険者に対して、18歳以上均等割を付加することにより賄うこととされています。

一番下の(5) 国民健康保険税の表を御覧ください。

表の右側に税込見込額と収納必要額の差し引き額を記載しておりますが、現行税率据置きでは、収納必要額に対して342万1,000円の税込不足が見込まれます。

この不足分については、国保財政調整基金を充当します。

次に、5ページを御覧ください。

中段の現行税率据置きの場合とある表を御覧ください。

この表は、現行税率を据え置いた場合での世帯の年税額の分布を表しています。

1万円から4万円台、5万円から9万円台の世帯が約54%を占めており、約半数がこの部分に集中をしております。

仮に、県が示した標準保険料率を採用した場合には、約9割の世帯が現行税率より約2,000円から1万円増額となる見込みでしたが、基金を充当することで税率を据置きし、子ども分が新設されること以外での税率の上昇を抑えています。

なお、子ども分の税額につきましては、ボリュームゾーンである年税

額1万円から4万円台の世帯では、1人当たり約600円の増額となり、5万円から9万円台の世帯では、1人当たり約1,800円の増額となります。全体の平均としては、1人当たり2,800円の増額です。

今後も基金保有額を考慮しながら、税率を調整していこうと考えております。

以上で、説明を終わります。

○南澤委員長      これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

佐々木委員。

○佐々木委員      説明資料の1ページのほうで、人数の変動によって必要額というところが変わってくるということだと思ふんですけども、これは今後やればまた基金の充当を含めて、30年度の統一というところを目指していくという流れで理解してよろしいでしょうか。

○南澤委員長      ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

北森課長。

○北森保険医療課長      統一時期についてなんですけれども、統一時期がまだはっきりといつ統一というところが決定はしておりません。

これにつきましては、来年度早々にははっきりとした保険料率の統一時期というものを県内で合意をしていくことになろうかと思ひます。

そこを見据えて、先ほど言われました被保険者数でありますとか、かかる医療費そういったところで、実際に統一になったときの保険料率がどのぐらいになるのかというところの、再度県のほうも試算を詳細にして、来年度していくという予定になっておりますので、それを踏まえた上で、また市としてもそこに向けての保険税率の改定をどのようにして、そこへ合わせていくかというところを計画を立てていきたいと考えております。

以上です。

○南澤委員長      ほかに質疑はありませんか。

新田委員。

○新田委員      先ほど国保基金のことを充当するということだったんですが、これが枯渇することはまずないという考えでよろしかったでしょうか。

○南澤委員長      答弁を求めます。

北森課長。

○北森保険医療課長      基金につきましては、現在5億8,000万円程度ございます。

昨年度説明をさせていただいたときに、基金のほうにつきましては、いつまでにおよそ2億2,000万円程度必要ではないかというところで試算をしておりましたけれども、実際にはもう少し基金の充当必要額というのは下がってくると思ひますので、十分基金のほうは足りるというふうに考えております。

以上です。

○南澤委員長      新田委員。



- 新 田 委 員 理解できました。  
先ほどこっと税の御説明いただいたんですが、大体今平均で2,800円程度は上がるだろうという見込みだったと思うんですが、その辺もう一度御説明いただけますでしょうか。
- 南 澤 委 員 長 答弁を求めます。  
平川課長。
- 平川税務課長 これは税務課のほうで試算をしたところ、県から示された必要保険料額を加入者数で単純に割ったものが2,800円となります。  
以上です。
- 南 澤 委 員 長 ほかに質疑はありますか。  
〔質疑なし〕
- 南 澤 委 員 長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、2026年度国民健康保険税の税率についての報告を終了いたします。  
ここで、説明員入替えのため、暫時休憩いたします。  
~~~~~○~~~~~  
午前10時22分 休憩
午前10時23分 再開
~~~~~○~~~~~
- 南 澤 委 員 長 休憩を閉じて会議を再開します。  
これより、福祉保健部に係る議案審査を行います。  
議案第9号、安芸高田市ふれあいセンターこうだ条例を廃止する条例の件を議題といたします。  
執行部より説明を求めます。  
岡野社会福祉課長
- 岡野社会福祉課長 それでは、議案第9号、安芸高田市ふれあいセンターこうだ条例を廃止する条例について説明を行います。  
説明資料をお願いします。  
ふれあいセンターこうだは、旧甲田町の福祉保健業務を行う中核施設として、甲田町と甲田町社会福祉協議会がシームレスな福祉サービスを提供する目的で整備しました。  
建物は鉄筋コンクリートの平屋建てで、延べ床面積は1,716.69平方メートルと大きめの施設です。  
この施設において、保健事業のほか、社会福祉協議会が訪問介護、通所介護等の介護事業を実施し、住民団体の地域活動拠点としての役割も担ってきました。  
次に、廃止の理由ですが、コロナ禍以降、地域住民の利用が減少し、コロナ禍前までの利用には戻っておらず、今年度は4団体のみの利用となっております。  
また、当該施設に係る経費は、維持管理費に加え、今後は老朽化に伴う修繕費用も見込まれます。

利用者の減少による公共施設としての役割の限定化、施設維持管理費の負担を考慮し、周辺に代替可能な施設もあることから、今年度末をもって当該施設の用途を廃止します。

利用者への廃止の説明は、利用中の4団体へ実施しました。

議案書をお願いします。

議案第9号、安芸高田市ふれあいセンターこうだ条例を廃止する条例です。

本条例においては、附則で令和8年4月1日の施行を規定しております。

以上で、説明を終わります。

○南澤委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

金行委員。

○金行委員 この施設は、甲田町にとって非常に重要な施設でございました。

今説明をされて大体理解はしたんですけども、4団体がございましたよね。4団体にある程度理解はされたと言われましたよね。

その後、ちょっとその4団体に対しての理解度の説明をお願いします。

○南澤委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

岡野課長。

○岡野社会福祉課長 昨年の12月25日に説明会を設けさせていただきまして、4団体の方に御出席をいただきました。

1団体の代表の方が出席がかないませんでしたので、個別に御説明をさせていただいております。

この中で先ほども申しましたような施設の概要とか目的、それから維持管理費等のコスト面のお話もさせていただいて、その中で出ました意見としましては、やはり調理施設のところです。これが調理実習室の調理台が4台ある、とても広い調理室ということで、そういった意味では調理をされる活動においては非常に使いやすい施設ということが言えると思います。

この施設を使っておられた団体のほうからは、やはりこの使いやすい施設が使えなくなる、この調理設備が同じくらいの規模のところは、周辺施設の代替施設においては、そこまでの広さはないので、その辺りについての不便さであるとか、そこについての御納得いただけない心情面のところは意見として伺いました。

ただ、やはり施設維持に関わります維持管理の費用面であるとか、そういったところについては御理解はいただけたというふうに認識をしております。

以上です。

○南澤委員長 金行委員。

○金行委員 中のサロン等もございましたが、サロン等とのやり取りと言ったら言葉は悪いですが、御理解はされたと思うんですけども、その点をお聞かせください。

○南澤委員長 答弁を求めます。  
岡野課長。

○岡野社会福祉課長 こちらでは、人数の大変多い大型のサロンを昨年度2024年度までは実施をしておられました。2025年度今年度に入りましては、サロンの継続が難しいということで、御利用を2025年においてはされておられません。

ほとんどのこの4団体というのは、サロン以外の食生活改善であるとか、JAの女性部さんとかそういったような地域の活動団体でおられまして、大型サロンのほうの御利用は、2025年度に入りましては、ないというふうにご利用実績、利用状況の報告のほうでは社会福祉協議会のほうから聞いております。

以上です。

○南澤委員長 金行委員。

○金行委員 サロンのほうは、私のやっぱり地元としてのあれは、サロンのほうは何人家をお借りしてやっておられるということですから、また担当課のほうでそのようなことがあったら御要望等あったら聞いてもらえたらいいと思う。

それと、この施設です。莫大な修理費も要る、それから社協さんもそもそも社協さんのほうへ市のほうが、ちょっと社協さんがもう使わなくなってもいろいろな条件がございますが、使われなくなったという理由もここへ書いてありますし、社協さんが引っ込むことでこういう事になったんですが、これを一応一般財産ですか、それを通ずとして、あとそのとき何かを考えておられるのですか。まだ、今のところは白紙でおられるのですか、その1点をお聞きしたいです。

○南澤委員長 答弁を求めます。  
岡野課長。

○岡野社会福祉課長 現段階におきましては、白紙という状況になるかと思われまして。と申しますのが、これまでこの施設の譲渡等に当たりまして、社会福祉協議会のほか、市内で社会福祉事業を行う法人のほうへ少し打診をさせていただきまして、中を見ていただいたりといったような協議もさせていただきましたが、やはり施設の規模が大きいというところで、なかなかそれを譲渡を受けて活用しようかというところまで至らない。それが困難であるという御返答をいただいております。今後は市内だけではなく市外の法人にもホームページ等で情報提供を行いまして、有効活用していただける譲渡等において、そういった事業所であるとか団体とか法人を募っていきたいというふう考えております。

○南澤委員長 金行委員。

○金行委員 地域の人がまずは、調理台がほかのところがないということがございましたよね。あの点、何かそういう調理台があるようなところはないかという策というのは、執行部のほうはそういう考え、たとえば小学校

の施設のあそこを使おうとかいう考えは持っていらっしゃいますか、1点お聞きします。

○南澤委員長 答弁を求めます。

岡野課長。

○岡野社会福祉課長 調理施設の代替施設につきましては、周辺施設甲田町内というところで、社会福祉課のほうでいろいろ調査といたしますか、問合せをさせていただきました。

1つは、川を渡ったところの甲立地域交流センター、こちらが調理台としては2台しかなくて少し手狭にはなるんですが、こちらが団体によってはそちらの規約によって、利用料減免で使えるというところまで情報提供いただきまして、その辺のお話もさせていただいております。

さらに甲田小学校や甲田中学校の調理実習室も、これは学校が使っていないときという限定的な取扱いにはなりますが、その施設も使えないわけではないというところを確認をしてお伝えをしております。

もう一つは、旧小田東小学校、ここを社団法人地域QOL研究所というところが管理をいらっしゃいますが、そこにも御利用いただけるということの確認は取らせていただきまして、いろいろ利用に当たっては条件もあるようですが、使えるということについては確認をいたしまして、利用団体のほうへはお伝えをしております。

以上です。

○南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。

宍戸委員。

○宍戸委員 この件につきましては、24日の本会議のときに同僚議員の山本議員のほうからある程度詳しく質疑がなされて、答弁もありました。

よって、かぶさる点があるかもしれませんが、許していただきたいと思います。

そもそこの社会福祉協議会が撤退した理由は何でしょうか。

○南澤委員長 答弁を求めます。

岡野課長。

○岡野社会福祉課長 通所事業とそれから訪問介護事業をこちらの施設で社会福祉協議会さんが実施をしておられましたが、通所事業、デイサービスの部分におきましては、利用者が減っているというのもありますし、今後、この施設でデイサービスを続けるに当たって、やはり大規模修繕とかそういったことが起こった場合に、その修繕費用等をこの施設を廃止した後借りて続けられたとしても、その修繕費用等が起こった場合にその大きな施設ですので、費用を払うことが非常に経済的に負担が大きいということもあって、通所事業を廃止されるというふうに聞いております。

以上です。

○南澤委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 大体福祉サービスというのは、経費もある程度かかりますし人数も

限定される部分が多いと思うんです。

ですが、これは福祉に関わることで、市民サービスに関わることで、少人数であっても経費がかかっても、その人のサービスを維持保護するという行政としての大きな役割があると思うんです。

現在利用しておられる方の今の同僚議員金行議員が質問された以外で、介護施設サービスを受けておられる方についての今後の対応を行政としてどう考えておられますか、お聞きいたします。

○南澤委員長 答弁を求めます。

岡野課長。

○岡野社会福祉課長 通所事業デイサービスのほうに関しましては、廃止をされるに当たって社会福祉協議会のほうで受皿となるデイサービス事業所のほうへ調整を図って取っておられて、受皿を決めていらっしゃるというふうには聞いてはおります。

ホームヘルパーの派遣の訪問介護事業については、これは場所を移転しまして継続をしていただけるというふうに聞いております。

この間、今年度2025年度と、それから昨年度の2024年度におきまして、ここの施設の指定管理料200数十万円かかっておりますが、この公共施設としての利用部分だけにおいてですね。全館となりますともう少しもっとたくさんの費用がかかる施設ですが、この指定管理料もこれまでは社会福祉協議会のほうで、その介護事業による収益事業のほうで賄ってくださるということで、市の財政への協力ということで指定管理料がない状況で指定管理を受けてくださっておりましたが、今後やはりそのところも含めて社会福祉協議会のほうで負担するのが難しいというところもあると聞いておりましたし、その通所利用がなくなることについての議員の御懸念ですけれども、安芸高田市全体としましては通所事業のいわゆる受入れ枠、それについては十分まだ空きがあるという状況もありますし、もちろんこの甲田のこの地のこの社会福祉協議会のデイサービスに行きたかったというその個別の事情については、そうでないところに行くということについては、少しそこに、御利用者さんにとって御負担を強いる部分はあろうかと思いますが、全体のキャパシティとしては十分受入れ可能な状況であると認識をしております。

以上です。

○南澤委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 ですから、社会福祉協議会へ全て任せるというのも大事かもしれませんが、行政としてどこまで保障ができるのかということなんです。

一応大体分かりましたので、次の質疑に入りますが、これ現在行政の施設として条例をつくって管理運営をしてきているという状況ですが、これが廃止されますと、今度は普通財産に変わってきます。

普通財産に変わってくると、今度は福祉保健部の管理責任というのがなくなってしまうというふうに考えられるんですけれども、先ほど課長

さんのお話では、今後ともそういう福祉についてのことは頭の中に入れて、いろいろな活用状況も検討したいという話でございましたが、これ今後、普通財産になると、財産管理課が管理をすることになるんじゃないかと思うんですね。そうした場合にその連携は常にとって行って、この施設をほかの利用目的として活用していくなり、いろいろな、前回24日の答弁では、安芸高田市の民間提案制度なども活用しながら今後の活用に向けて取り組んでまいりたいという答弁でしたが、それでいいでしょうか。

つまり、財産管理課と福祉保健部との連携、福祉保健部だけじゃありませんが、教育委員会もいろいろな各部署関係すると思いますが、その連携を取りながらやっていくということでもいいんでしょうか。

○南澤委員長 答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長 宍戸委員御指摘のように、本会議のところで山本数博議員のほうから質疑があった中で一部お答えをした内容となりますけれども、条例を廃止するということは行政財産から普通財産に変わるということで、普通財産に変わりますと、総務部の財産管理課の所管になります。

そこで申し上げた部分では、これはいろいろな施設に共通して言えることでありますけれども、やはりその施設を有効に使うために、今いろいろな手法で取り組んでいます。

その中の一つが、民間提案制度ということで、その施設が民間の方でどのように使えばそれが有効に使えて、それが市のほうにとっても非常にメリットがあるということであれば、その民間の方にお任せすることになっていくんですが、今、課長のほうが説明をした中にも、ある程度その甲田町の時代につくられた目的が福祉という大きな目的であったので、そういう目的にかなう人たちに、まずはどうでしょうかというお話はしましたけれども、先ほど課長が言いましたように、施設が大き過ぎて事業をするにおいても、その管理経費のほうが勝ってしまって、事業としてできないというのが実態だというふうなことで断念されたというのもあるんですが、普通財産にした後に、やはりそういう民間提案制度でどなたかいらっしゃらないか。同じように福祉の部分でもし手を挙げていただけるのであれば、その中身をしっかりこちらも見させていただいて、対応すべきところはしながら、そういう提案で有効な活用をしていただけるということであれば、それを採用していきたいというふうに思っております。

これはこの施設に限らず、全ての施設において今そういう取組をしておりますので、条例廃止後の普通財産になった場合においては、そういう流れを想定しております。

以上です。

○南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高(慎)委員 先ほど民間提案のお話もありましたけれども、廃止に至る経緯の中で、老朽化により修繕が必要ということも書いてありますけれども、民間提案を受けるときに修繕費というのは、今後市が負担して入ってもらうのかそういった辺りの方針というのはお決まりでしょうか。

○南澤委員長 答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長 まだその辺りの詰めをしておる段階ではありませんで、修繕した後に入っていただくとかいう部分については、今後、まず民間提案をどのようにスタートしていくのかということから入っていきますので、詳細についてはお答えできる内容ではありませんので、またこれは民間提案制度を活用していくところで御説明させていただければというふうに思います。

○南澤委員長 熊高委員。

○熊高(慎)委員 もう一点お伺いします。

この廃止の議論をする中で、福祉の施設ということでしたけれども、ほかの行政の施設、事業などで、行政の政策上、この施設何か利活用するようなほかの部署とかも議論はあったんでしょうか、お伺いいたします。

○南澤委員長 答弁を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長 この施設につきましては、当初は福祉の拠点ということで、1999年にできたわけです。

当初は、介護保険の制度が始まる1年前ということで、デイサービスであったりとか、訪問介護であったりとか、そういったのは社協以外にはなかなか事業者がなかった状況です。

今はもう介護保険始まって25年経過しております。

その中で、甲田町をはじめ安芸高田市内いろいろな介護の事業所ができております。

デイサービスもいろいろな事業所が運営しておりまして、供給体制については整っているというふうに考えております。

その中で当初から福祉の拠点ということで、市の保健事業、例えば総合健診であったりとか、介護予防事業であったりとか、そういったことを建設当時はやっていたんですけども、平成24年以降は代替として甲田町のミューズで行っております。

ですので、こちらについては市が主催する事業というのは現在行っていない状況です。代替施設によって対応ができているという評価でございます。

したがいまして、現在こちらで市の事業は行ってはいません。そういう状況です。

- 以上です。
- 南澤委員長 質疑は、この施設をほかの部署で、という協議がなされたかという質疑だったかと思うんですけども。
- 井上福祉保健部長 ほかの事業での活用というのは、現在考えてはおりません。協議もしておりません。
- 南澤委員長 ほかに質疑はございませんか。
- 佐々木委員。
- 佐々木委員 個別施設計画の中に記載があるんですけども、この概要のところの関係団体と合意形成完了後譲渡という文言なんですけれども、ここがどういうふうな今のところなる理解でよろしいでしょうか。
- 白紙ということだったんで、そこはもう全く白紙になりますということなんでしょうか。
- 南澤委員長 答弁を求めます。
- 井上部長。
- 井上福祉保健部長 先ほど課長の説明にもありましたように、ほかの社会福祉法人ともこちらの譲渡について打診をさせていただいておりますけれども、やはり施設の規模が大き過ぎるということで、管理ができないということで辞退されておられます。
- 以上です。
- 南澤委員長 佐々木委員。
- 佐々木委員 個別施設計画の中で言うと、もう白紙の状態になったという理解でよろしいですか。
- 南澤委員長 答弁を求めます。
- 井上福祉保健部長 はい、そのとおりでございます。
- 南澤委員長 よろしいですか。
- ほかに質疑はありませんか。
- 新田委員。
- 新田委員 先ほど同僚委員も聞いたかもしれませんがちょっと確認で、デイサービス等の御利用者さんについては、特に何も問題ないというのはないかもしれませんが、特に大きな課題もなく、ほかの事業所に移されたということで理解でよろしいでしょうか。
- 南澤委員長 答弁を求めます。
- 岡野課長。
- 岡野社会福祉課長 まだ最終的な全利用者の方がほかのデイサービス事業所であるとか、ほかのサービスに移られたかという最終的な回答は、状況は聞いてはおりないんですが、進捗状況でいきますと、割と円滑にほかの事業所、ほかのデイサービスの事業所等へ移るその調整を社会福祉協議会のほうでされて、担当のケアマネさんであるとかそういったところと調整を取って、移っていらっしゃるというふうには聞いております。
- 南澤委員長 新田委員。



- 新 田 委 員      ということは、市のほうは直接利用者さんとの接点はなかったということでしょうか。
- 南澤委員長      答弁を求めます。  
岡野課長。
- 岡野社会福祉課長      市のほうで説明をさせていただきましたのは、公共施設として御利用をいただいている地域団体のほうには、市のほうから説明をさせていただきまして、介護事業の御利用者の方につきましては、この介護事業、デイサービスを利用していらっしゃる方へ社会福祉協議会であるとか、あと社会福祉協議会のほうから担当のケアマネジャーさんがおられますので、デイサービスは必ずケアマネジャーによる介護のプランに基づいて実施するものですので、ケアマネ等との調整も図りながら、受皿を調整していつておるといふふうに聞いております。  
以上です。
- 南澤委員長      ほかに、質疑はありませんか。  
秋田委員。
- 秋 田 委 員      この議案に対して採決がございます。  
今いろいろと質問を聞かせていただきながら私も気になっていたのは、廃止に至る経緯の中では、もちろん使用されていた4団体にはしっかり説明はされているということと、それから何よりも公共的役割が極めて限定的となったということが1点と、それから施設の維持管理費の負担が増えるからということで廃止の理由と。そこはまあそうした説明もされているんで理解できるんですが、ある意味将来的な話になったときに、民間提案制度を活用しながら今後施設の有効活用を展開していくということを答弁されておりますんで、そのところで、今後しっかりそういう有効活用するときには各部署との連携、ここの活用方法、もちろん繰り返しになりますが、その連携をしっかり図りながら、民間提案制度と協力的な立場で行政のほうを展開していただきたいということなんですが、基本的には質問ですんで、将来的なことをまだ分かりませんということも副市長おっしゃいましたけれども、ある程度目鼻を立てたスケジュール的なこともしっかり検討しながら、今後に取り組んでいただきたいということなんですが、そこら辺りいかがでしょう。概算でもいいですんで、スケジュール的にどういうお考えか、最後伺っておきたいと思います。
- 南澤委員長      答弁を求めます。  
杉安副市長。
- 杉安副市長      先ほどの佐々木委員の御質疑の中の部分に少しお答えしながらとなるかもしれませんが、まずこの施設は、佐々木委員おっしゃられるように公共施設等総合管理計画の個別計画の中で、どうしていくのかというのをきちんと示して、その過程を経て、今日まで来ておりますけれども、その中に書いてあるのは、まずその施設を占有的に使っておら

れる方と交渉して、譲渡できないかというのがまずあって、交渉の中で、先ほど来説明をさせていただいておりますように、社協さんのほうは、そこで行うデイサービス事業を撤退するからということですので、それであるのならば、先ほど同じことを繰り返すようですが、他の部署も行政的に使うことを今考えていないので、であるならば、個別計画で言えばそこを廃止して、次どうするかというところになります。その中の一つに、民間提案制度があって、これが手法の一つですので、これが全てではありません。

ですが、今有効的なのがこの民間提案制度だろうということで今申し上げたわけでした、廃止後の普通財産になったときには、まずそれが考えられるのかなというふうにお話をさせていただきました。

スケジュールとして、今具体的に申し上げられる部分はありませんけれども、条例廃止後の普通財産になってできるだけ早いうちに、これをどのように使うとか、あとは使っていただくような民間提案制度をどのようにオープンにして、公募していくのかというところをできるだけ早い段階で決めてはいきたいと思いますが、具体的なスケジュールとか予算規模とかというのは、今のところはお示しするものではありませんので、御了承いただきたいと思います。

○南澤委員長 秋田委員。

○秋田委員 要は、今後のことはしっかりやっぱり提案制度のことも含めて、市民の方へのこういう活用になるんですよという提示がいち早く、できるだけ早くできるような格好で進めていただき、この条例廃止は致し方ないのかなという考えでありますので、よろしくお願いいたします。

○南澤委員長 答弁はよろしいですか。  
ほかに質疑はありませんか。  
浅枝委員。

○浅枝委員 先ほど代替施設のお話があったんですけども、調理施設のほうは小学校とかの空きも検討しながらという話だったんですけども、見込みとしては、代替施設のほうで賄える4団体というふうに見られているのでしょうか。

○南澤委員長 答弁を求めます。  
岡野課長。

○岡野社会福祉課長 先ほども申しましたとおり、ふれあいセンターこうだの調理施設は調理台が4台ある非常に広い施設となっております。

代替施設のほうは、例えば甲立地域交流センターのほうは2台となりますので、半分の広さということで、一度にそういった活動ができる人数からしたら、例えば2回に分けないといけないかなというようなこともおっしゃっておられましたので、利用団体の方の反応がですね。

ですので、どのように御利用になるかというところはまだ未知数かなというところはあるんですけども、お伝えをさせていただいたところ

では、そういったところがあるということは御理解をいただいて、どのようにお使いになるかというところの確認はちょっとまだ取れておらない状況ではありますが、基本的には使いやすいところから使っていきたいというような、そういった反応は示していただけたというふうには思っております。

以上です。

○南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○南澤委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○南澤委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第9号、安芸高田市ふれあいセンターこうだ条例を廃止する条例の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○南澤委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第9号の審査を終了します。

ここで審査の途中ですが、おおむね1時間が経過しましたので、換気のため11時5分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時56分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○南澤委員長 休憩を閉じて会議を再開します。

これより、産業部に係る議案審査を行います。

議案第10号、安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

松田商工観光課長。

○松田商工観光課長 本案は、安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正するものです。

説明資料1ページをお願いします。

当該物件はのどごえ公園テニスコートです。

健康づくり、福祉の増進、また、地域住民、観光客の憩いの場として設置されました。

当該施設は、テニスコート4面です。

昭和50年代に設置され、老朽化によりコートの舗装などの状態も悪くなっています。また、利用者の減少により、テニスコートの維持費を賄

うことが厳しい状況が続いています。

廃止に至るまでの経緯ですが、本年度実施した安芸高田市民間提案制度で、「のどごえ公園周辺土地の駐車場管理及び駐車場の新設について」協議の結果、合意に至り、普通財産として売却を予定することとし、テニスコートの用途を廃止するものです。

以上で、説明を終わります。

○南澤委員長      これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

浅枝委員。

○浅枝委員      こちらの場所の駐車場予定地のテニスコートなんですけれども、この上にある元人工スキー場の跡地なんですけど、こちらのほうは今回の駐車場にされる事業者のほうには、周知されていらっしゃるんでしょうか、状態等を含めて。

○南澤委員長      答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長      旧人工スキー場の跡地でございますが、そちらのほうについては売却する予定はございません。

その下の上にローラースケート場でありますとか、駐車場が3段あるんですが、そちらのほうのところまでを売却するように今回協議しております。

以上です。

○南澤委員長      浅枝委員。

○浅枝委員      テニスコートだけではなくて、その上の駐車場も含めてですか。

○南澤委員長      答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長      そのとおりでございます。

上のほうにつきましては、既に普通財産になっておりますので、今回行政財産であるテニスコート、こちらのほうを廃止するという案でございます。

以上です。

○南澤委員長      浅枝委員。

○浅枝委員      ちょっと繰り返しになるんですけれども、旧人工スキー場のところの状態を事業者の方は理解されての上でのお話でしょうか。

○南澤委員長      答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長      民間提案者のほうもそちらの旧人工スキー場のほうの跡地は確認いただいております。

さらに、その横に旧南条さんの土地も既にもう買われて、そちらのほう造成であるとか、駐車場の整備もやられておられますので、そうした状況については承知いただいております。

以上です。

- 南澤委員長 よろしいですか。  
ほかに質疑はございますか。  
佐々木委員。
- 佐々木委員 このテニスコートのところというのは、地番が20筆近くあるのではないかなというふうに認識しているんですけども、分筆等を全て行ってきれいな状態で売却をするという理解でよろしいでしょうか。
- 南澤委員長 松田課長。  
○松田商工観光課長 テニスコートから上に向けて駐車場、ローラースケート場がござい  
ます。  
そちらのほうをまとめて民間提案者のほうに売却するという方向で検  
討しております。  
以上です。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありますか。  
秋田委員。
- 秋田委員 この民間提案制度で業者が決まっているということで、詳細、協議  
の合意ということなんで、これ4月1日から施行となって、今後すぐもう  
協議が全部なされているんで、即年度が替わってその民間業者が何がし  
かの動きをされるんですか、これは。
- 南澤委員長 松田課長。  
○松田商工観光課長 今後、これから普通財産に落とし、さらに来年度入ってから売却の  
ほうを検討しております。  
売却した以降に駐車場の新設であるとか、そうしたところを検討され  
ておられます。まだすぐにとということになりません。  
以上です。
- 南澤委員長 小櫻部長。  
○小櫻産業部長 ちょっと補足をします。  
民間提案制度のほうで合意をしておりますけれども、先ほど佐々木委  
員が言われたように、不動産鑑定をしたりとか、また分筆そこらを整理  
をして交渉していくという形になります。  
以上です。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。  
新田委員。
- 新田委員 民間提案に至った経緯が、もしこの場で御答弁できれば教えていた  
だけますか。
- 南澤委員長 答弁を求めます。  
松田課長。
- 松田商工観光課長 先ほども少しお話をさせていただきましたが、ローラースケート場  
を含めテニスコート、また花見のシーズンでありますとかそういったと  
きには、やはり駐車場の状態が悪く、かなり渋滞を招いておるとい  
うような課題もございました。

そうした中で、駐車場整備することによって、そうした渋滞緩和でありますとか、新たな展開ができるんじゃないかなというふうなことも考えておるところでございます。

今現在はサイクリングを中心とした周辺の活性化ということで、サイクリングターミナルとして周りを活用しておりますけれども、旧町時代ではスポーツランドの名称ということで、先ほどもありましたローラースケート場とかもありましたが、そうした閉鎖、設置当時に比べてレジャースタイルも大きく変わっているのかなというふうに思います。

その中でも、土師ダムの周辺のポテンシャルは非常に高いものだというふうに認識しております。

今後はそうした民間提案を踏まえながら、湖面に加え河川空間、いわゆる河川敷です。そうしたところの空間、公園、周辺の山林などを活用した体験型イベントなど、民間資本を加えた官民連携による河川空間の活性化を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○南澤委員長

新田委員。

○新田委員

民間の方がそうやって駐車場をつくってくださるということは非常にありがたいなということで、本当に感謝に尽きるところでございますが、今後、市としても何か新たなイベント等々も、もし企画されている御予定がもしあれば御答弁いただけますか。

○南澤委員長

答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長

提案を受けた民間の企業様、さらには市、そして土師ダムを管理している国交省、そうしたところとの連携を図りながら、国の事業がございます、河川空間のオープン化というような補助事業等もございますので、そうしたものを活用できればというふうにも考えております。

まずは、駐車場の整備をしながら10年先、20年先を見据えた新しい土師ダム周辺の在り方を考えていければというふうに考えております。

以上です。

○南澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

佐々木委員。

○佐々木委員

説明資料の概要のところの、のどごえ公園周辺土地の駐車場管理及び駐車場の新設とあって、詳細協議の合意というところだったんですけれども、この駐車場管理というのは管理棟が建ったりするイメージの認識でよろしいですか。

分かるのであれば、教えていただきたいです。

○南澤委員長

松田課長。

○松田商工観光課長

駐車場管理のところですが、基本的に有料の駐車場になるというふうに聞いております。

有料の駐車場になるということは、やはりそれぞれ機械を設置すると

ということもございますので、そうした管理という言葉が入っております。

やはりこれまで、土師ダムの駐車場というのは無料でございまして、今でも無料のところは残りますけれども、そうしたやはり少しでも地域にお金を落としていただく仕組みというのは重要じゃないかなというふうにも考えていますので、今回そうした有料での駐車場という提案を受け、今回合意に至ったところでございます。

以上です。

○南澤委員長 ほかに質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○南澤委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○南澤委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第10号、安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○南澤委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第10号の審査を終了します。

次に、議案第11号、財産の無償貸付についての件を議題といたします。執行部より説明を求めます。

松田商工観光課長。

○松田商工観光課長 本案は、高宮地区工業団地における下水処理施設の無償貸付を行うものです。

説明資料1ページをお願いします。

1、概要です。当該施設は、地域振興の起爆剤となることを目的に、昭和60年から平成3年にかけて広島県が造成しました。

完成後、広島県と旧高宮町との間で、本件下水処理施設を含む公共施設等の無償譲与契約が締結されました。その後、本件下水処理施設について、進出企業への無償貸付に係る町議会の議決を経て、各社との使用賃貸借契約が締結されました。以後、当該契約を引き継いでいます。

2、対象物件です。土地及び下水処理施設です。

3、相手方です。3社との契約となっています。

御一読いただければと思います。

4、貸付条件です。下水処理施設の用途に供するものでございます。

5、貸付期間です。令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。旧高宮町で平成3年の契約締結後、5年ごとに6度の契約更新を行っています。

6、位置図を添付しています。御確認いただければと思います。

以上で、説明を終わります。

○南澤委員長　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
熊高委員。

○熊高(慎)委員　前回の更新時、令和3年3月3日の産業厚生常任委員会の議事録を見させてもらったんですけども、日常的な維持管理と、大規模改修等については、3社で負担する契約になっているというような御説明がありましたけれども、契約内容には変更なく、今回もその考えでお変わりはないでしょうか、お伺いいたします。

○南澤委員長　答弁を求めます。  
松田課長。

○松田商工観光課長　その継続を引き継いで今回も継続をしていきたいというふうに考えております。  
以上です。

○南澤委員長　熊高委員。

○熊高(慎)委員　かなり更新回数増えてまいりましたけれども、過去に大きな修繕というのはありましたでしょうか。

○南澤委員長　松田課長。

○松田商工観光課長　大きな修繕というのは聞いておりませんが、小修繕につきましては工業団地に入っておられる団体の会社の皆さんにやっていただいております。  
以上です。

○南澤委員長　ほかに質疑はございますか。  
秋田委員。

○秋田委員　これ5年ごとに6度の契約更新が今までなされたということと、それからこの貸付条件が下水処理施設の用途に供するものということで、設備として浄化槽が1基ということで浄化槽になろうと思うんですが、これが30年経過して、今後何年もつか分かりませんが、そうしたときに貸付なんで、さっきのお話に通じるかも分かりませんが、市のほうとしての対応は、その浄化槽の整備等にはお金をかけてなされるのでしょうか。

○南澤委員長　松田課長。

○松田商工観光課長　先ほども少し御説明させていただきましたが、小修繕であるとかそういういったところにつきましては、これまでずっとやっていただいております。

今後、大きな修繕であるとか、そういったところに発生しますとやはりなかなか難しいところもあるかと思しますので、そこについては、今後市と、そして契約相手の方と協議をしながら進めればいいのかというふうに思いますが、今のところは小修繕等で収まっておりますので、この契約のとおりいきたいというふうに考えております。

以上です。



- 南澤委員長 ほかに質疑はございますか。  
〔質疑なし〕
- 南澤委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
〔討論なし〕
- 南澤委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより、議案第11号、財産の無償貸付についての件を起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 南澤委員長 起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
以上で、議案第11号の審査を終了します。  
ここで、説明員退席のため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時20分 休憩

午前11時21分 再開

~~~~~○~~~~~

- 南澤委員長 休憩を閉じて会議を再開します。  
続いて、報告事項に移ります。  
公共施設の木質化に伴う市有林内立木の売却について報告を求めます。  
森田農林水産課長。

- 森田農林水産課長 それでは、公共施設の木質化に伴う市有林内立木の売却について、  
資料により報告をいたします。

説明資料の1ページ目、資料1を御覧ください。

まず売却に至った経緯ですが、昨年11月に認定こども園の施主である社会福祉法人報正会より、こども園建築に当たり安芸高田市産材の木材を利用したいとの申出がございました。

そこで、本市の森林に精通されている安芸北森林組合に相談したところ、吉田町多治比字大埤に位置する安芸高田市有林内のヒノキ植林地が適しているのではないかと回答を得たことから、立木売却について検討を重ねてきました。

次に、2、木造木質化の推進及び3、本市の森林整備の推進ですが、平成22年に国及び広島県が「公共建築物における木材利用の促進に関する基本方針」等を定め、本市においても平成24年度に安芸高田市公共建築物等木材利用促進方針、また令和4年度に安芸高田市森林環境譲与税活用方針を定めました。

このたびの市有林の立木売却については、いずれの方針にも合致すると判断し、市有林内の立木売却を決定したものです。

資料裏面をお願いいたします。

4、売却予定市有林の概要ですが、吉田町多治比の県道吉田邑南線から市道大埴線に入って約1.5キロ進んだところに林道の入り口があり、そこから約300メートル入ったところに、今回立木を売却する市有林がございます。

市有林の樹種は55年生のヒノキであり、地目が保安林であるため、現在広島県に伐採の許可申請をしているところです。

5の売却の相手方及び立木売却価格ですが、相手方は、認定こども園設置者である社会福祉法人報正会で、売却材積は1,000立米、予定売却金額は264万円です。

売却単価については、森林管理署が公表する国有林の立木販売結果のうち、本市の現状に最も類似している広島北部森林管理署が販売したヒノキの平均落札単価を適用しました。

今回の市有林立木の売却については、本市で育った木材を利用して保育環境を整えることにより、木や森、人との関わりを経て、豊かな心を育てること、また本市の木材のPRにも寄与できるものと考えています。

以上で報告を終わります。

○南澤委員長      これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

佐々木委員。

○佐々木委員      資料の1ページなんですけれども、ちょっと確認なんですけれども、木質化をしたいのか木造化をしたいのかでちょっと理解が変わるかなというふうに考えていまして、抜粋にある資料のほうでは木造化となっていて、この木造化というのは構造材を木造にするという理解なんですけれども、上では木質化というふうになるんですけれども、ちょっとその詳細を教えてください。

○南澤委員長      答弁を求めます。

森田課長。

○森田農林水産課長      今回建築予定の認定こども園につきましては、木造で計画をされています。

現在詳細な設計をされている途中でございますけれども、基本的には全て木でつくられるというところでございます。

併せて、使われる備品類、げた箱であったりそういったロッカーであったりと言ったところも、できる限り木質化をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○南澤委員長      佐々木委員。

○佐々木委員      ということは、この市有林内の立木に関しては、構造材にも用いる可能性があるという理解でよろしいですか。

○南澤委員長      森田課長。

○森田農林水産課長      柱、はり全ての構造材は木で建築されるように聞いております。

以上です。

- 南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。  
浅枝委員。
- 浅枝委員 これ伐採して、建築までに乾燥とかされると言うんですけども、それは間に合うんでしょうか。
- 南澤委員長 答弁を求めます。  
森田課長。
- 森田農林水産課長 まず、材料をそろえる期限といいますか、それが11月頃考えています。  
木を切る時期というものもございまして、木が水分を吸わない、水分が一番少ない時期で、これが3月、4月が適しているというところで、通常であれば切ったものを乾燥するのに1年、2年自然乾燥させるんですけども、現在は強制的に火力で乾燥させる施設もございますので、そちらのほうへ出して乾燥させるということでございます。  
以上です。
- 南澤委員長 浅枝委員。
- 浅枝委員 強制的というのは品質的には変わらないんでしょうか。自然でやられるのと。
- 南澤委員長 答弁を求めます。  
森田課長。
- 森田農林水産課長 自然乾燥と変わらないというふうには聞いております。  
ただ刻むというか、通常であれば、乾燥による収縮であったり、曲がりであったりというものを考慮した上で、製材をして乾燥した後に再度調整をするということになっています。  
乾燥については、自然乾燥と同様というふうに聞いております。  
以上です。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。  
佐々木委員。
- 佐々木委員 資料の2ページの4、売却予定市有林の概要の中にある範囲で囲まれた部分のヒノキ材積が1,827立米という理解をしたんですけども、これ全て皆伐というわけではなく、下にあるように1,000立米分を切るような認識でよろしいですか。
- 南澤委員長 答弁を求めます。  
森田課長。
- 森田農林水産課長 今回の建物に必要な材積が350立米というふうに見込んでいます。  
その350立米の材を出すために1,000立米、1,827立米のうちの1,000立米を伐採するというところでございます。  
以上です。
- 南澤委員長 ほかに質疑はございますか。  
〔質疑なし〕
- 南澤委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、公共施設の木質化に

伴う市有林内立木の売却についての報告を終了します。

ここで、説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時29分 休憩

午前11時31分 再開

~~~~~○~~~~~

○南澤委員長

休憩を閉じて会議を再開します。

これより、建設部に係る議案審査を行います。

議案第12号、安芸高田市定住促進住宅設置及び管理条例の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

鈴川管理課長。

○鈴川管理課長

議案第12号の安芸高田市定住促進住宅設置及び管理条例について説明します。

説明資料を御覧ください。

1、条例制定の経緯です。

高宮町において若者等の人口の増加及び定住化を図るため、若者定住促進住宅を平成11年度から順次整備しました。課題として、入居基準を若者や子育て世帯に限定しているため、需要があっても入居基準に合わないことから長期間応募がありません。

これまでの入居基準などを緩和するとともに、効率的な事務を行うため、関係条例を整理し、新たに「安芸高田市定住促進住宅設置及び管理条例」を制定するものです。

2、緩和する入居基準等です。

これまであった表の入居者資格、貸付期間を設けないこととします。

3、関係条例の整理です。

入居基準等を統一したことにより、効率的な事務を行うため、安芸高田市高宮若者定住化推進に関する条例等4条例を廃止し、新たに統合し、住宅名称を整理した形の安芸高田市定住促進住宅設置及び管理条例を制定するものです。

また、当該条例の制定に合わせ、安芸高田市若者定住促進集会所設置及び管理条例の題名、名称等を改正するものです。

4、施行期日は令和8年1月1日としています。

以上で、説明を終わります。

○南澤委員長

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

金行委員。

○金行委員

緩和していくということは大変よいということですが、緩和したということで、今入ろう思っても入れなかったという人もいらっしゃるんですか、それとも今からそういう人らの声を広げようとしていらっしゃるのかお聞きします。

- 南澤委員長 答弁を求めます。  
鈴川課長。
- 鈴川管理課長 これまでの問合せの中で、そういった基準があるということで応募されていないという状況があります。それらを緩和するというものです。  
以上です。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。  
秋田委員。
- 秋田委員 まず、私も高宮の住人なんですけれども、これほとんど高宮なんで、今時点でその空き住宅ですか。そこら辺りはもう把握されていると思うんですけれども、どれぐらいあるんですか。
- 南澤委員長 答弁を求めます。  
鈴川課長。
- 鈴川管理課長 今現在、この定住促進住宅で、空き家数は6団地で7です。  
以上です。
- 南澤委員長 秋田委員。
- 秋田委員 この条例を可決後、これ4月1日から制定をされて、それからもう1回募集はかけられるんだと思うんです。  
それは、入居者資格及び貸付期間は全然もう設けないから、各層関係なく募集するんですよということで、そうなると広く募集するんで決まりやすいかも分かりますが、あと設置管理条例のほうが1つにまとめてということなので、その設置管理条例の中で資格とかそんな期間がないということで、広く募集をされていくということで理解をしておけばいいんでしょうか。
- 南澤委員長 答弁を求めます。  
鈴川課長。
- 鈴川管理課長 議案書の2ページ、第5条に入居者の資格ということを規定しております。  
この項目で条件を具備するものであれば、応募ができるということで広く募集をしたいというふうに考えております。
- 南澤委員長 秋田委員。
- 秋田委員 だからそこを大々的に募集をかけるときに、ここの部分をさっきあった貸付期間とか資格の話もあったんですが、設置管理条例の中ではこういうことがあってということもしっかり出して、今から応募、募集をされるということでよろしいでしょうか。
- 南澤委員長 鈴川課長。
- 鈴川管理課長 そのように考えています。  
以上です。
- 南澤委員長 ほかに質疑はございますか。  
新田委員。
- 新田委員 1点伺います。

今現在、入居されている方から売ってほしいとかいう、そういうような相談案件はなかったでしょうか。

○南澤委員長 答弁を求めます。

鈴木課長。

○鈴木管理課長 この今回整備をする住宅の中で、田草住宅それから行部住宅、そういったところについては、入居のときに譲渡するという条件の下で、入居しております。

ですから、譲渡ということを今後進めていきたいと思います。

以上です。

○南澤委員長 ほかに質疑はありますか。

佐々木委員。

○佐々木委員 本会議のときに同僚議員からも質問があったんですけども、第5条のところの入居条件の質疑があった部分について、再度ちょっと詳細とどうかここで確認させていただければと思います。

○南澤委員長 答弁を求めます。

鈴木課長。

○鈴木管理課長 第5条の第1項第1号、入居を希望する住宅に定住しようとする意思が明らかなものという質問であったと理解しております。

これは何をもって確認をするかというのが質問の趣旨だったと思います。

この定住促進住宅に応募するということは、定住の意思があるというふうに判断をしたいと思っています。

以上です。

○南澤委員長 佐々木委員。

○佐々木委員 ちょっと可能性の話になってしまうんですけども、今、2地域居住とか2拠点居住という考え方がある中で、その方が応募されたときにもこれは該当するという理解でよろしいでしょうか。

○南澤委員長 答弁を求めます。

鈴木課長。

○鈴木管理課長 この条例のとおりということで考えています。

以上です。

○南澤委員長 ほかに質疑はございますか。

〔質疑なし〕

○南澤委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○南澤委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第12号、安芸高田市定住促進住宅設置及び管理条例の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○南澤委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第12号の審査を終了します。

続いて、議案第13号、安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

鈴川管理課長。

○鈴川管理課長

議案第13号の安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例について説明します。

議案書を御覧ください。

今回、吉田町常友にあります市有常友住宅及び甲田町高田原にあります市有甲田住宅を3月末をもって用途廃止をするため、条例中市有住宅の名称及び位置の別表第1、家賃及び共益費の別表第2、駐車場使用料の別表第3から当該住宅を削るものです。

施行期日は、令和8年4月1日としています。

以上で、説明を終わります。

○南澤委員長

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高(慎)委員

廃止された後の利活用について、今方針があればお伺いいたします。

○南澤委員長

答弁を求めます。

鈴川課長。

○鈴川管理課長

今後、利活用どういったふうにやっていくかというのは、今現在検討中です。

市としてやはり総合的に一番有利な方法を今検討している途中です。

以上です。

○南澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

新田委員。

○新田委員

常友住宅と甲田住宅については、もう入居者の方いらっしゃらないことの理解でいいですか。

○南澤委員長

答弁を求めます。

鈴川課長。

○鈴川管理課長

2月末で約30世帯の方がまだ入居されておりますが、大半の方は既に転居先が決まっております、3月末に向けて、今、転居が進んでいるという状況です。

以上です。

○南澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○南澤委員長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○南澤委員長

討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第13号、安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○南澤委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第13号の審査を終了します。

続いて、議案第14号、市道の路線認定についての件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

鈴川管理課長。

○鈴川管理課長

議案第14号の市道の路線認定について説明します。

説明資料を御覧ください。

高規格道路東広島高田道路「向原吉田道路」の新設に伴い、主要地方道吉田豊栄線の一部を市に引き継ぐため、市道の路線認定をするものです。

市道名は、常友吉田線です。

認定区間は、吉田町常友字西大坪1210番14地先から吉田町吉田字下新三川1098番1地先までの845メートルで、幅員は6.7メートルから11.8メートルです。

以上で、説明を終わります。

○南澤委員長

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

佐々木委員。

○佐々木委員

市道に変わるというところで、路線の一部に橋がかかっていると思うんですけども、欄干が少し特殊かなというふうに理解しているんですけども、その辺りに何か変更によって影響があるということはないのでしょうか。

○南澤委員長

答弁を求めます。

鈴川課長。

○鈴川管理課長

稲田橋については、広島県が現在進めている多治比川の改修事業で橋の架け替えを行うというふうに聞いております。

以上です。

○南澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高(慎)委員

県道から市道ということですが、今後維持費のほうは市が負担するということですのでよろしいでしょうか。

○南澤委員長

答弁を求めます。

鈴川課長。



- 鈴川管理課長 そのとおりです。  
以上です。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕
- 南澤委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
〔討論なし〕
- 南澤委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより、議案第14号、市道の路線認定についての件を起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 南澤委員長 起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
以上で、議案第14号の審査を終了します。  
ここで、執行部退席のため、暫時休憩いたします。  
~~~~~○~~~~~  
午前11時46分 休憩
午前11時47分 再開
~~~~~○~~~~~
- 南澤委員長 休憩を閉じて会議を再開します。  
続いて、所管事務調査を行います。  
歯と口腔ケアに関することを議題といたします。  
当委員会では、12月議会で歯と口腔ケアに関することについて政策提言の方向性について協議を行いました。  
今後は、本定例会で一般質問を行い、提言内容の精査、提言方法について協議を行いたいと思います。皆さんから御意見等ありましたら発言願います。  
佐々木委員。
- 佐々木委員 具体的に説明を求める内容で記載してある1番の抽出した課題について、一般質問で執行部で確認というところにありますので、その後、協議会を開くなどして、委員内で協議することがよいと考えます。
- 南澤委員長 ほかに御意見があれば、発言をお願いします。  
〔発言なし〕  
では、お諮りします。  
歯と口腔ケアに関することについての所管事務調査は、一般質問終了後、再度協議会を開催して取りまとめていくという方向で御異議ございませんでしょうか。  
〔異議なし〕
- 南澤委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

以上で、所管事務調査の項を終了します。

次に、陳情・要望等の審査に入ります。

安芸高田バイオマス発電所事業計画に伴う陳情書の件を議題といたします。

陳情書の内容について、事務局より説明いたします。

國岡事務局次長。

○國岡事務局次長

それでは、陳情書について御説明いたします。

お配りしております陳情書の写しを御覧ください。

まず提出者ですが、提出者は記載のとおりです。

1の趣旨を御覧ください。

バイオマス発電所の建設予定地が民家と隣接しており、稼働後に想定される騒音、振動、臭気、景観への影響等について地域住民の間で不安の声が広がっています。

また、木材チップ等の搬入に使用される道路は幅員が狭く、車両の離合が困難な箇所が見受けられることに加え、通学路として利用されていることから、十分な配慮が求められる状況です。

地域住民による意思確認を行った結果、現在、当該地域住民の90%に当たる81件の反対署名が集まっており、現行の建設予定地での計画に懸念を抱かれています。

このことは、事業の進め方や立地の在り方について改めて丁寧な説明と合意形成が必要であることを示すものであります。

以上のことから、十分な合意形成が図られないまま計画が進行することのないよう、国に意見書の提出を求めるものです。

次に、2の陳情項目を御覧ください。

陳情項目は記載の3項目です。

まず、1点目、現在の建設予定地について、住民の生活環境及び通学路の安全確保の観点から改めて検証すること。2点目、民家との近接や道路条件等を踏まえ、検討を行うこと。3、今後の検討に当たっては、地域住民への丁寧な説明と合意形成を図ること。

以上です。

裏面には、意見書のひな形となっております。

以上で、説明を終わります。

○南澤委員長

御意見等ある方は御発言願います。

新田委員。

○新田委員

今事務局から説明を受けたんですけれども、もう少し詳しく説明を伺いたいなということがありますので、一旦ちょっとここで休憩をしていただいてよろしいでしょうか。

○南澤委員長

今休憩を求める声がありましたけれども。

〔異議なし〕

○南澤委員長

では、そのように取り図らせていただきます。

ただいまより、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時52分 休憩

午後 0時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○南澤委員長 休憩を閉じて会議を再開します。  
引き続き、安芸高田バイオマス発電所事業計画に伴う陳情書の件についてを議題とします。

御意見のある方は、御発言をお願いします。

熊高委員。

○熊高(慎)委員 陳情書を読ませていただきまして、バイオマス発電については、地域の信頼関係によって成り立つものであるため、陳情書にありますとおり、署名の状況、また説明などに不安を抱いておられるということなので、陳情書の項目について採択すべきと判断をいたします。

○南澤委員長 ほかに発言はありませんか。

佐々木委員。

○佐々木委員 木質バイオマス発電自体は、地域資源の活用策として大事な手段と考えています。

その上で2025年11月に住民の方への質問、回答の報告の中にありました発電で出た残余熱、排熱に関するところの回答の中に、再利用する方針ではあるが、まだ検討中であるという回答があることを認識しました。

仮に、これを検討した結果で、地域住民の方に説明が必要な状況になるという可能性も含んでいるのではないかなというふうに考えます。

よって、地域が納得した上で進められるよう、陳情項目について国への意見書を上げるべきというところの意見に賛成します。

以上です。

○南澤委員長 ほかに発言はありませんか。

浅枝委員。

○浅枝委員 本陳情書についてですが、バイオマス発電という再生可能エネルギーのそのものを否定するものではないという点で、あくまで現在の建設予定地において改めて検証を求めるということになっております。

私はこれに対して採択に賛成するという事で、その最大の理由に関しては、やはり住民の皆様が置かれている切実な状況というのを考えます。

現在この地域への90件中81件、実に90%の住民が反対署名されており、強い懸念を抱かれている点にあります。そして何より、児童・生徒が毎日利用する通学路という点でもあります。

こうした安全上のリスクに対して議会として慎重な再検討を求めることは、市民の生活と生活環境を守るという議会本来の責務であると思います。

また、十分な検証や合意形成が図られないまま計画が進めば、将来において大きな対立や問題が生じると思われます。

本陳情が求める丁寧な説明や再検証というプロセスは決して事業を妨げるものではないと思います。むしろ地域の理解と納得を得ることが事業の正当性と信頼性を確保するために不可欠なプロセスであると考えます。

住民の声に向き合って誠実な対応を求めることが市民に対して議会の責任ある姿勢を示すものだと考えます。

以上のことから、市民の安全と生活環境を守る観点に立ち、本陳情を採択することは極めて合理的かつ必要な判断だと確信して、陳情の採択に賛成いたします。

以上です。

○南澤委員長 ほかに発言はありませんか。

新田委員。

○新田委員 今委員の皆さんから大きく、声で発言されたと思うんで、意見書は送るべきだという内容だったと思うんですが、今回初めて我々このバイオマス発電所の建設ということで、住民の方のこういった意見があるということは、この陳情書をもって御意見を伺いさせていただいて、切実な問題だなというのがすごくよく感じました。

また、今後、再生エネルギーが必ず必要なものだということもこの委員は全員分かっておりますし、私もよく理解しております。

ただ、今の現状の中のこんだけの方が大変な思いをされているということは、しっかり念頭に置きながら、今後どうやっていくかというところが必要だなということも併せて感じさせていただいております。

今後についても、同様な課題が発生しないようにということも含めて、陳情書は重く受け止めて、本市の今後の方針等々も含めて条例等々も整備していく必要があるんじゃないかということも、この陳情書を読む限り感じさせていただきましたので、本件については意見書をきっちりとやっぱり送るべきだということで判断しました。

以上です。

○南澤委員長 ほかに御意見ございますでしょうか。

〔発言なし〕

○南澤委員長 では、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時38分 休憩

午後 0時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○南澤委員長 休憩を閉じて、会議を再開します。

それでは、安芸高田バイオマス発電所事業計画に伴う陳情書の件を起立により採決いたします。

本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○南澤委員長

起立多数と認めます。

よって、本件は採択することに決しました。

では日程を追加して、意見書の取扱いについてを議題といたします。

先ほど採択された陳情の取扱いは、国へ意見書提出を要請する内容ですので、意見書を提出することにいたします。

意見書の内容については、陳情書に添付の参考例に基づき作成いたします。

作成については委員長に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔異議なし〕

○南澤委員長

異議なしと認めます。

提出者については、委員皆さんが賛成ですので、委員会として提出いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔異議なし〕

○南澤委員長

異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で、安芸高田バイオマス発電所事業計画に伴う陳情書の審査を終わります。

続いて、その他の項に入ります。

閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

歯と口腔ケアについての所管事務調査は、今定例会において一般質問を行い、提言内容の精査、提言方法について協議を行った後、今後の調査について決定することとしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔異議なし〕

○南澤委員長

その他、皆さんから何かございませんでしょうか。

〔発言なし〕

○南澤委員長

ないようでしたら、これでその他の項を終わりたいと思います。

なお、本日の議案審査に係る委員会報告書の作成について、皆さんから御意見がございましたらお願いします。

（「正副委員長一任」との声あり）

○南澤委員長

それでは、委員会報告書の作成については正副委員長に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔異議なし〕

○南澤委員長

異議ありませんので、さよう決定いたしました。

以上で、本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

以上で、第10回産業厚生常任委員会を閉会いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時42分 閉会

